

## 認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定をした年月日 平成25年12月26日

2. 認定事業者名 商船三井客船株式会社

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

商船三井客船(株)は、自社にて所有・運航する客船により、主として一般募集型旅行としてのクルーズ商品を企画・販売すると共に、同船での船内サービス付き定期貸船を行うことによる外航客船事業を展開している。また、同社は、主として一般団体およびクルーズ商品販売会社への船内サービス付き定期貸船を行う関連会社の日本チャータークルーズ(株)を擁する。

2010年には富裕層の取り込みによる売上増加を狙い、上級船室増設を含めた自社船の大改装を実施したが、日本のクルーズ市場の低迷の下、同社グループ2隻に見合う需要喚起が難しい状況が続く中、2011年の東日本大震災の発生で集客が大きく落ち込み、損益悪化を加速させるに至った。

昨年末からの景気回復基調と外国船社の日本寄港数増加を背景に、クルーズへの関心が高まってきており、収益回復への手掛りを感じつつある。他方、外国船社の寄港数増加は国内クルーズ市場の競争を激化させることも予想される。

現在、こうした外部環境を背景に売上拡大とコスト削減を平行して進めているが、より短期的な損益改善を実現する施策として、関連会社における資産売却および会社清算によるグループのスリム化と債務の株式化による増資を通じた財務体質強化を図ることとしている。

これらの施策により、資金コストの軽減を図ると共に、2隻運航体制から1隻運航体制へのシフトに応じた運航コストの合理化を進めるものである。

以上により、同社クルーズ事業における効率化・生産性の向上を図ることとしている。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、平成27年度の従業員一人あたりの付加価値（営業利益、人件費及び減価償却費の和）を、平成24年度に比べて10.0%向上させることを目標としている。

4. 認定事業再構築計画に係る事業再構築の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

①中核的事業

クルーズ船の運航及びクルーズ商品の企画・販売

②選定理由

同社は、保有・運航する客船を基盤としたクルーズ事業に特化した企業であり、引続きクルーズ商品を自主企画し、それを自社運航船で販売展開する事業方針に変更がないため。

③事業再構築に係る事業の内容

同社関連会社である日本チャータークルーズ(株)について、事業停止の上、その主たる資産である船舶を売却、爾後会社清算することで、資金面での同社支援負担を軽減するとともに、乗船リピーター顧客を同社へ誘導し、運航船の稼働率引き上げを図る。さらに、同社自身の資金コスト負担を軽減させると共に、健全な財務基盤を維持するため、親会社を引受け手とする債務の株式化による増資を実施する。

(事業革新)

各クルーズの商品特性に即した原価投入をより緻密に行うことやコストアップ要因となっている制度の改革取組みにより、サービス水準を維持向上させつつ、コストの最適化を進め、平成27年度にはクルーズの乗客1人・泊あたりの運航コストを平成24年度実績に比べて10%以上引下げることを目標とする。

(2) 事業再構築を行う場所の住所

東京都港区赤坂一丁目9番13号  
商船三井客船株式会社本社

(3) 関係事業者又は外国関係法人

日本チャータークルーズ株式会社（商船三井客船株が発行済株式総数の50%を保有）

(4) 事業再構築を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再構築の開始時期及び終了時期

開始時期：平成25年12月

終了時期：平成28年3月

6. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数（平成25年11月末時点）

商船三井客船株 141名（陸上54名＋海上87名）

日本チャータークルーズ株 0名（陸上0名＋海上0名）

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数

商船三井客船株 139名（陸上53名＋海上86名）

日本チャータークルーズ株 0名

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数

商船三井客船株 141名（陸上54名＋海上87名）

日本チャータークルーズ株 0名

(4) (3)中、新規に採用される従業員数

5名

(5) 事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数

なし

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更		
関連会社の清算	<p>&lt;清算会社&gt;</p> <p>名称：日本チャータークルーズ㈱</p> <p>住所：東京都港区赤坂一丁目9番13号</p> <p>代表者氏名：代表取締役 山口 直彦</p> <p>資本金：290,000,000 円</p> <p>清算予定日：平成26年3月31日</p>	
事業革新		
第2条第4項第2号ハ	<p>各クルーズの商品特性に即した原価投入をより緻密に行うことやコストアップ要因となっている制度の改革取組みにより、サービス水準を維持向上させつつ、コストの最適化を進め、平成27年度にはクルーズの乗客1人・泊あたりの運航コストを平成24年度実績に比べて10%以上引下げることが目標とする。</p>	

任意的記載事項の内容

資本の相当程度の増加	<p>商船三井客船㈱における増減資の実施。</p> <p>①増資の方法：株主割当増資</p> <p>②減資の方法：無償減資</p> <p>③増減資完了予定日：平成26年3月上旬</p> <p>④増減資完了後の資本金：100,000,000 円</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第1号（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>
------------	---	--

以上